

令和4年(2022年)年度 第2回総会資料

令和4年(2022年)年9月9日発議
書面開催

議事

1 議案

第1号 実行委員会規約の改正について

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会規約 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 実行委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 筆頭副会長 1名</p> <p>(3) 副会長 <u>6</u>名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。</p> <p>2 筆頭副会長は、公益社団法人北海道観光振興機構会長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、札幌市長、釧路市長、<u>帯広市長、稚内市長</u>、国土交通省北海道運輸局長及び経済産業省北海道経済産業局長をもって充てる。</p> <p>4 監事は、北海道経済連合会会長及び北海道経済同友会代表幹事をもって充てる。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第12条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項に関すること。</p> <p>(2) 総会から委任された事項に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項(前条第4項各号に掲げる事項を除く。)に関すること。</p> <p>2 幹事会は、別表3の幹事(以下「幹事」という。)をもって構成する。</p> <p>3 幹事長は、北海道経済部観光局<u>アドベンチャートラベル</u>担当局長をもって充て、幹事会</p> | <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 実行委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 筆頭副会長 1名</p> <p>(3) 副会長 <u>4</u>名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。</p> <p>2 筆頭副会長は、公益社団法人北海道観光振興機構会長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、札幌市長、釧路市長、国土交通省北海道運輸局長及び経済産業省北海道経済産業局長をもって充てる。</p> <p>4 監事は、北海道経済連合会会長及び北海道経済同友会代表幹事をもって充てる。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第12条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項に関すること。</p> <p>(2) 総会から委任された事項に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項(前条第4項各号に掲げる事項を除く。)に関すること。</p> <p>2 幹事会は、別表3の幹事(以下「幹事」という。)をもって構成する。</p> <p>3 幹事長は、北海道経済部観光局<u>誘客</u>担当局長をもって充て、幹事会の会務を総理する。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>の会務を総理する。</p> <p>4 幹事会は、幹事長が招集する。</p> <p>5 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。</p> <p>7 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>8 前項の規定により議決権を行使した者は、幹事会に出席したものとみなす。</p> <p>9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事長は、第1項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴することができる。この場合において、全ての幹事（幹事長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(1) 緊急を要する場合であって、幹事会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。</p> <p>(2) 災害の発生、感染症のまん延等より幹事会を招集することが困難と認められるとき。</p> <p>10 幹事会は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者に出席させ、意見を求めることができる。</p> | <p>の会務を総理する。</p> <p>4 幹事会は、幹事長が招集する。</p> <p>5 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。</p> <p>7 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>8 前項の規定により議決権を行使した者は、幹事会に出席したものとみなす。</p> <p>9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事長は、第1項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴することができる。この場合において、全ての幹事（幹事長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(1) 緊急を要する場合であって、幹事会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。</p> <p>(2) 災害の発生、感染症のまん延等より幹事会を招集することが困難と認められるとき。</p> <p>10 幹事会は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者に出席させ、意見を求めることができる。</p> |
| <p>第13条～第19条 (略)</p> | <p>第13条～第19条 (略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>この規約は、令和2年(2020年)4月17日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年(2021年)9月6日改正)</p> <p>この規約は、令和3年(2021年)9月6日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年(2022年)5月24日改正)</p> <p>この規約は、令和4年(2022年)5月24日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和4年(2022年) 月 日改正)</u></p> <p><u>この規約は、令和4年(2022年) 月 日から施行する。</u></p> | <p>附 則</p> <p>この規約は、令和2年(2020年)4月17日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年(2021年)9月6日改正)</p> <p>この規約は、令和3年(2021年)9月6日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年(2022年)5月24日改正)</p> <p>この規約は、令和4年(2022年)5月24日から施行する。</p> |

新

(別表1)

○委員

| 所 属 | 職 名 | 備 考 |
|--------------------|------------------|------------|
| 北海道 | 知事 | 会長 |
| 公益社団法人北海道観光振興機構 | 会長 | 筆頭副会長 |
| 札幌市 | 市長 | 副会長 |
| 釧路市 | 市長 | 副会長 |
| <u>帯広市</u> | <u>市長</u> | <u>副会長</u> |
| <u>稚内市</u> | <u>市長</u> | <u>副会長</u> |
| 国土交通省北海道運輸局 | 局長 | 副会長 |
| 経済産業省北海道経済産業局 | 局長 | 副会長 |
| 北海道経済連合会 | 会長 | 監事 |
| 北海道経済同友会 | 代表幹事 | 監事 |
| 一般社団法人北海道商工会議所連合会 | 会頭 | |
| 北海道商工会連合会 | 会長 | |
| 北海道アドベンチャートラベル協議会 | 会長 | |
| 一般社団法人北海道体験観光推進協議会 | 代表理事 | |
| 日本航空株式会社 | 北海道支社長 | |
| 全日本空輸株式会社 | <u>札幌</u> 支店・支店長 | |
| 株式会社AIRDO | 代表取締役社長 | |
| 北海道エアポート株式会社 | 代表取締役社長 | |
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 代表取締役社長 | |
| 一般社団法人北海道バス協会 | 会長 | |
| 一般社団法人日本旅行業協会 | 北海道支部長 | |
| 一般社団法人全国旅行業協会 | 北海道支部長 | |

旧

(別表1)

○委員

| 所 属 | 職 名 | 備 考 |
|--------------------|-------------------|-------|
| 北海道 | 知事 | 会長 |
| 公益社団法人北海道観光振興機構 | 会長 | 筆頭副会長 |
| 札幌市 | 市長 | 副会長 |
| 釧路市 | 市長 | 副会長 |
| | | |
| | | |
| 国土交通省北海道運輸局 | 局長 | 副会長 |
| 経済産業省北海道経済産業局 | 局長 | 副会長 |
| 北海道経済連合会 | 会長 | 監事 |
| 北海道経済同友会 | 代表幹事 | 監事 |
| 一般社団法人北海道商工会議所連合会 | 会頭 | |
| 北海道商工会連合会 | 会長 | |
| 北海道アドベンチャートラベル協議会 | 会長 | |
| 一般社団法人北海道体験観光推進協議会 | 代表理事 | |
| 日本航空株式会社 | 北海道支社長 | |
| 全日本空輸株式会社 | <u>北海道</u> 支店・支店長 | |
| 株式会社AIRDO | 代表取締役社長 | |
| 北海道エアポート株式会社 | 代表取締役社長 | |
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 代表取締役社長 | |
| 一般社団法人北海道バス協会 | 会長 | |
| 一般社団法人日本旅行業協会 | 北海道支部長 | |
| 一般社団法人全国旅行業協会 | 北海道支部長 | |

新

(別表3)

○幹事

| 所属 | 職名 | 備考 |
|--------------------|--|------------|
| 北海道 | 経済部観光局 <u>アドベンチャー</u> <u>トラベル担当局長</u> | <u>幹事長</u> |
| 公益社団法人北海道観光振興機構 | 事務局長 | |
| 札幌市 | 経済観光局観光・MICE 推 進部長 | |
| 釧路市 | 産業振興部観光振興担当 部長 | |
| <u>帯広市</u> | <u>経済部参事</u> | |
| <u>稚内市</u> | <u>建設産業部長</u> | |
| 国土交通省北海道運輸局 | 観光部長 | |
| 経済産業省北海道経済産業局 | 総務企画部長 | |
| 北海道経済連合会 | 常務理事 | |
| 北海道経済同友会 | 専務理事事務局長 | |
| 一般社団法人北海道商工会議所連合会 | 常務理事 | |
| 北海道商工会連合会 | 専務理事 | |
| 北海道アドベンチャートラベル協議会 | 会長 | |
| 一般社団法人北海道体験観光推進協議会 | 専務理事 | |
| 日本航空株式会社 | 北海道支社事業部部長 | |
| 全日本空輸株式会社 | <u>札幌支店・支店長</u> | |
| 株式会社AIRDO | 営業部長 | |
| 北海道エアポート株式会社 | 営業開発本部観光開発部 部長 | |
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 営業部インバウンドグル ープ課長 | |
| 一般社団法人北海道バス協会 | <u>常務理事</u> | |
| 一般社団法人日本旅行業協会 | 北海道事務局事務局長 | |
| 一般社団法人全国旅行業協会 | 北海道支部事務局長 | |

旧

(別表3)

○幹事

| 所属 | 職名 | 備考 |
|--------------------|-----------------------|----|
| 北海道 | 経済部観光局長 | |
| 公益社団法人北海道観光振興機構 | 事務局長 | |
| 札幌市 | 経済観光局観光・MICE 推 進部長 | |
| 釧路市 | 産業振興部観光振興担当 部長 | |
| | | |
| | | |
| 国土交通省北海道運輸局 | 観光部長 | |
| 経済産業省北海道経済産業局 | 総務企画部長 | |
| 北海道経済連合会 | 常務理事 | |
| 北海道経済同友会 | 専務理事事務局長 | |
| 一般社団法人北海道商工会議所連合会 | 常務理事 | |
| 北海道商工会連合会 | 専務理事 | |
| 北海道アドベンチャートラベル協議会 | 会長 | |
| 一般社団法人北海道体験観光推進協議会 | 専務理事 | |
| 日本航空株式会社 | 北海道支社事業部部長 | |
| 全日本空輸株式会社 | <u>北海道支社副支社長</u> | |
| 株式会社AIRDO | 営業部長 | |
| 北海道エアポート株式会社 | 営業開発本部観光開発部 部長 | |
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 営業部インバウンドグル ープ課長 | |
| 一般社団法人北海道バス協会 | <u>専務理事</u> | |
| 一般社団法人日本旅行業協会 | 北海道事務局事務局長 | |
| 一般社団法人全国旅行業協会 | 北海道支部事務局長 | |